

THEペット法塾・議題（平成27年4月9日）

代表 弁護士 植田勝博 Tel06-6362-8177、Fax06-6362-8178

第1 日時、場所

- 1 開催日時：平成27年4月9日（木）午後3時～6時
- 2 場所：プロボノセンター（大阪市北区西天満4-6-2 第五大阪弁護士ビル）

第2 議題

1 野良猫保護共生（「京都市野良猫餌やり禁止条例」問題）

- (1) 平成26年11月1日、THEペット法塾交流集会「野良猫は全て地域猫である」
- (2) 2015年2月7日京都緊急集会「京都市猫餌やり禁止条例と野良猫保護のあり方」集会宣言

野良猫を迷惑として閉め出し、共生をしない京都条例は「形を変えた殺処分」である。白紙に戻すことを求める。

- (3) 3月15日、京都市「条例説明会」

- (4) 3月20日に条例制定

直前に、「動物による迷惑等の防止に関する条例」を「動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の名称を変更。実質「野良猫餌やり禁止条例」

- (5) 2015.3.22 THEペット法塾・京都市条例のコメント

- (6) 2015.3.26 参議院会館講堂 参加者約200人

「地域猫（飼い主のいない猫）との共生」（京都市条例の問題）

主催：全国動物ネットワーク、共催：THEペット法塾

後援：犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟

出席、福島瑞穂議連会長、各党国会議員、都議会議員

（牧原衆議院議員、生方前衆議院議員とも挨拶）

集会宣言①京都市野良猫餌やり禁止条例の廃止を求める。②「第2の京都市条例」をつくらせない。③「野良猫を社会で受入れ、共生し、野良猫問題を解決することを内容とする動物愛護法の改正を求める。

- (7) 今後の活動、京都市と全国

- 2 南あわじ市、イングランドの丘約30匹の野良猫が行方不明（岡田）

兵庫県の動物行政担当者「迷惑をなくすための引取、殺処分」の是正活動

- 3 6.19（金）、THEペット法塾主催院内集会の持ち方、動物愛護法改正（京都市、実験動物など）

- 4 「動物愛護法」2回目講義

- 5 その他

2015年度のTHEペット法塾の予定

開催時間：15：00～18：00

開催場所：プロボノセンター

平成27年 4月 9日（木）

平成27年 5月22日（金）

平成27年 7月 2日（木）

平成27年 8月28日（金）

平成27年10月 8日（木）

平成27年12月 4日（金）

平成28年 2月 4日（木）

平成28年 3月11日（金）